

20210310 中 庁 第 2 号
令和 3 年 3 月 1 1 日制定
20210727 中 庁 第 5 号
令和 3 年 8 月 3 日改正
20211222 中 庁 第 2 号
令和 4 年 1 月 6 日改正
20220908 中 庁 第 2 号
令和 4 年 9 月 1 3 日改正
20221201 中 庁 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 3 日改正
中 小 企 業 庁

伴走支援型特別保証制度要綱

1. 制度目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

2. 申込入資格要件

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。

（1）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を受けていること（注 1）

（2）保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定を受けていること（注 1）

（3）次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること（注 1）（注 2）

①最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 %以上減少していること

② i 最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して 5 %以上減少していること

ii 最近 1 か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して 5 %以上減少していること

iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して 5 %以上減少していること

iv 最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して 5 %以上減少していること

- v 最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して 5 % 以上減少していること
- vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5 % 以上減少していること

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

4. 保証限度額及び保証形式

(1) 保証限度額

1 億円。

(2) 保証形式

個別保証とする。

5. 保証割合

(1) 2. (1) については、100% (全部保証)。

(2) 2. (2) 及び (3) については、申込金融機関の選択した責任共有制度 (責任共有制度要綱 (平成 18・9・12 中庁第 2 号) に定める制度をいう。) の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金 (平成 19 年 9 月 30 日以前に信用保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が 100% 保証の保証を含む。) を 2. (2) 又は (3) で借り換える場合 (信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。) については、責任共有制度の対象除外とする。

6. 対象資金

(1) 2. (1) 及び (2) については、経営の安定に必要な事業資金とする。

(2) 2. (3) については、事業資金とする。

7. 対象金融機関

約定締結金融機関とする。

8. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

9. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

10. 保証期間

- (1) 一括返済の場合 1年以内とする。
- (2) 分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）とする。

11. 信用保証料及び信用保証料補助

(1) 通常料率

2. (1) 及び (2) については、借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。

2. (3) について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助 (%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(2) 経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注3）適用の場合

2. (1) 及び (2) については、借入金額に対して1.05%（前記(1)から0.2%上乗せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。

2. (3) について、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表 1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表 2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助 (%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

なお、(1) 及び (2) における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

12. 担保・保証人

(1) 担保

必要に応じて徴求することとする。

(2) 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

13. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

14. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料のほか、2. (1) 及び (2) については、次の (1) 及び (2)、2. (3) については、次の (2) 及び (3) の所定の書面を添付するものとする。ただし、免除対応を適用する場合にあっては次の (4) の所定の書面を加えて添付するものとする。

(1) 保険法第 2 条第 5 項第 4 号又は同条同項第 5 号の規定による市町村長又は特別区長の認定書

(2) 経営行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

①計画を策定した日の属する事業年度から 3 事業年度を最短の計画期間とし、原則として同 5 事業年度を最長の計画期間とする。

②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度

の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定。

③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。

④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。

(3) 以下のいずれかの確認書(2.(3)の資格要件に対応するもの)

①売上高減少要件確認書

②売上高総利益率減少要件確認書

③売上高営業利益率減少要件確認書

(4) 経営者保証免除対応確認書

15. 金融機関の責務及び報告

(1) 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

16. 取扱期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

17. 借換えの特例

借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を2.(1)で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

- ・中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。

注3：次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（20210727 中庁第5号）

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

附 則（20211222 中庁第2号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（20220908 中庁第2号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（20221201 中庁第2号）

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。